

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	子育て応援特別手当（平成21年度版）に係る目的外利用、電算開発及び委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第11条第2項第5号（目的外利用）
- ◇第16条第1項本文関係（電算開発等）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部 子どもサービス課 子ども医療・手当係）

事業の概要

事業名	子育て応援特別手当（平成 21 年度版）給付事業
担当課	子ども家庭部 子どもサービス課 子ども医療・手当係
目的	子育て応援特別手当（平成 21 年度版）の給付を行うため
給付対象者	<p>1：平成 21 年 10 月 1 日に新宿区の住民基本台帳に記録されている就学前 3 学年の児童。</p> <p>2：平成 21 年 10 月 1 日に新宿区の外国人登録原票に登録されている就学前 3 学年の児童。（短期滞在者、不法滞在者を除く。）</p> <p>3：上記 1、2 には該当しないが平成 21 年 10 月 1 日において DV の被害により区内に居住しているものであって、就学前 3 学年の児童。</p> <p>4：上記 1、2 に該当するが、平成 21 年 10 月 1 日において DV の被害により区の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録又は登録されている住所とは異なる区内の住所に居住している者であって、就学前 3 学年の児童。</p>
申請・受給者	<p>1：給付対象者 1 又は 2 の児童が属する世帯の世帯主。</p> <p>2：給付対象者 3 又は 4 の児童を同伴している保護者。</p>
総数・総額	<p>給付対象者数 約 5,000 人</p> <p>給付総額 約 1 億 8 千万円</p>
給付方法	郵送申請による口座振替を原則とする。
事業目的	幼児教育期の子どもを持つご家庭の負担を軽減するため、平成 20 年度の緊急措置として実施された子育て応援特別手当に関し、平成 21 年度に限り対象児童を第 1 子まで拡大して再度実施されるもの。
事業内容	<p>1：給付対象者を抽出し、リストを作成する。</p> <p>2：リストを基に対象者に申請書を郵送する。</p> <p>3：申請者は申請書の必要事項を記入し、その他必要な書類を添えて、返信用封筒で郵送する。</p> <p>4：返送されてきた申請書の内容を審査し、所定の金融機関に振り込む。</p> <p>5：確実に給付を行うため、広報、問い合わせ、相談体制を構築する。</p> <p>6：振り込み詐欺や個人情報の詐取を防止するため、区民に直接子育て応援特別手当に関する電話はせず、区からの連絡は全て文書で行う。</p> <p>申請期間：平成 21 年 12 月 11 日～平成 22 年 6 月 11 日</p> <p>給付金額：児童 1 人につき 36,000 円</p>

件名 子育て応援特別手当(平成21年度版)給付事業に係る外国人登録情報の

目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	地域文化部戸籍住民課	利用課	子ども家庭部子どもサービス課
登録された個人情報業務の名称	外国人登録	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	子育て応援特別手当(平成21年度版)
情報はどのような媒体に記録されているか	文書、帳票及び電磁的媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	電子媒体(CMT(カートリッジ・マグネティック・テープ)等)
登録業務で保有している情報項目は何か	1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所 5 国籍 6 外国人登録番号 7 在留資格 8 在留期間 9 上陸年月日 10 世帯主名 11 続柄 12 家族事項 13 出生地 14 本国の住所 15 旅券番号 16 旅券発行年月日 17 職業 18 勤務先 19 前居住地 20 電話番号	左欄のうち利用する情報項目	1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所 5 外国人登録番号 6 在留資格 7 在留期間 8 上陸年月日 9 世帯主名 10 続柄 11 家族事項 12 前居住地
何のために保有しているのか	日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため。	何のために目的外利用するのか	国の原則により10月1日時点で外国人登録をしている外国人に子育て応援特別手当を給付する必要がある。このため該当する外国人の情報を事前に把握する必要がある。
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	平成21年10月1日から平成22年7月31日まで

件名 子育て応援特別手当（平成21年度版）給付事業に係る国民健康保険情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	健康部医療保険年金課	利用課	子ども家庭部子どもサービス課
登録された個人情報業務の名称	国民健康保険	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	子育て応援特別手当（平成21年度版）
情報はどのような媒体に記録されているか	電磁的媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	電子媒体（CMT（カートリッジ・マグネティック・テープ）等）
登録業務で保有している情報項目は何か	別紙のとおり。	左欄のうち利用する情報項目	外国人世帯状況を確認するために必要な情報（国保記号番号、世帯区分、住民番号、資格区分、続柄、住民区分）
何のために保有しているのか	国民健康保険事業のため。	何のために目的外利用するのか	子育て応援特別手当（平成21年度版）の給付にあたり外国人世帯情報の把握が必要なため。
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	***** *	目的外利用の時期・期間	平成21年10月1日から平成22年7月31日まで

(別紙)

国保個人情報ファイル

1 基本DB

- ① 国保記号番号 ② 異動事由 ③ 異動年月日 ④ 届出日
- ⑤ マル退区分 ⑥ 処理年月日 ⑦ 介護資格区分

2 国保DB

(1) KO-SETAI-R (世帯レコード)

- ① 国保記号番号 ② 資格証世帯区分 ③ 世帯区分 ④ マル退区分
- ⑤ 普擬表示 ⑥ 全喪フラグ ⑦ 番号取得日 ⑧ 番号喪失日
- ⑨ 介護世帯区分 ⑩ 適用除外世帯区分

(2) KO-HIHO-R (被保レコード)

- ① 住民番号 ② 資格区分 ③ マル退区分 ④ 続柄
- ⑤ 住民区分 ⑥ 住登有マル退 ⑦ 資格証区分 ⑧ 特例区分(措置対象 措置内容) ⑨ 介護資格区分 ⑩ 要介護状態 ⑪ 適用除外情報(適用除外フラグ 該当年月日 削除年月日) ⑬ 連帯納付(納付義務者住民番号 納付義務者)

(3) KO-KYUFU-R (付加給付レコード)

- ① 種別 ② 受付日 ③ 受付課所 ④ 支給区分
- ⑤ 住民番号 ⑥ 住登外発生日 ⑦ 支給(支給場所 銀行支店 支給日) ⑧ 給付制限(制限種別 対象給付)

(4) KO-HOKEN-R (保険証レコード)

- ① 処理日 ② 処理区分 ③ 証種別 ④ 取り扱い場所
- ⑤ 証有効期限

(5) KO-CHOUA-R (調査レコード)

- ① 電話番号 ② 不現住欄(不現住表示 不現住表示処理日) ③ 滞納表示

3 賦課DB

(1) KO-FUKA-R (賦課レコード) I

- ① 年度 ② 記号番号 ③ 賦課期日 ④ 過年度表示
- ⑤ 介護情報(調定表示 過年度表示 適用除外表示)

(2) KO-CHOUTEI-R (調定レコード) II

- ① 合算期別保険料 (4月～3月までの合算期別保険料) ② 合算保険料 (均等割 所得割 過年度欄 (前年・前々年・過年度合計) 保険料合計)

(3) KO-CHOUTEI-R (調定レコード) III

- ① 合算^⑩保険料 (均等割 所得割 過年度欄 (前年・前々年・過年度合計) 保険料合計)
② 後期高齢支援金期別保険料 ③ 後期高齢者支援金保険料欄 (均等割 所得割 過年度欄 (前年・前々年・過年度合計) 保険料)

(4) KO-CHOUTEI-R (調定レコード) IV

- ① 後期高齢支援金^⑩保険料欄 (均等割 所得割 過年度欄 (前年・前々年・過年度合計) 保険料) ③ 介護2号期別保険料 ④ 介護2号保険料欄 (均等割 所得割 過年度欄 (前年・前々年・過年度合計) 保険料合計)

(5) KO-CHOUTEI-R (調定レコード) V

- ① 後期高齢支援金保険料欄 (均等割 所得割 過年度欄 (前年・前々年・過年度合計) 保険料合計) ② 減額賦課表示 ③ 減免表示 ④ 本算定保留表示 ⑤ 処理日
⑥ 発付日 ⑦ 確定発付区分

(6) KO-CHOUTEI-R (調定レコード) V

- ① 介護2号保険料欄 (均等割 所得割 過年度欄 (前年・前々年・過年度合計) 保険料合計)
② 減額賦課表示 ③ 減免表示 ④ 本算定保留表示 ⑤ 処理日
⑥ 発付日 ⑦ 確定発付区分

(7) KO-CHOUTEI-R (調定レコード) VI

- ① 発付保留表示 ② 返戻日 ③ 公示日 ④ 送達日
⑤ 再出力日 ⑥ 人数 ⑦ 税合計額 ⑧ 介護2号人数
⑨ 介護2号住民税合計 ⑩ 異動事由

(8) KO-KOJIN-R (個人賦課レコード)

- ① 住民番号 ② 賦課期日コード ③ 賦課コードTAB ④ 賦課権発生年月日
⑤ 賦課権消滅年月日 ⑥ 介護保険情報 (賦課期日 賦課コードTAB 賦課権発生年月日 賦課権消滅年月日 適用除外該当表示) ⑦ 基礎年金番号

[9] KO-SYOTOKU-R (個人所得レコード)

- ① 相当年度 ② 所得情報 (判明区分 判明内容 判明日) ③ 住民税 (均等割 所得割 合計) ④ 課税標準額 ⑤ 総所得金額 ⑥ 軽減基準所得
⑦ 旧ただし書き所得 ⑧ 公的年金収入 ⑨ 給与収入 ⑩ 専従者給与
⑪ 譲渡特別控除前 ⑫ 純損失の繰越控除 ⑬ 雑損失の繰越控除 ⑭ 総収入
⑮ 合計所得金額 ⑯ 課税総所得

4 収納DB

(1) KO-SYUNOU-R (収納レコード)

- ① 年度 ② 国保記号番号 ③ 滞繰 ④ 合算調定 ⑤ 国保調定額
- ⑥ 一部繰越額 (期別 一部調定額) ⑦ ⑩調定額 ⑧ 介護2号調定額
- ⑨ 介護2号⑩調定額 ⑩ 旧会計年度純収入額 ⑪ 納付額 ⑫ 未納額
- ⑬ 歳入過誤納 ⑭ 歳出過誤納

(2) KO-SYUNOU-R (収納レコード) II

- ① 充当額 (+) ② 充当額 (-) ③ 還付額 ④ 歳出還付額
- ⑤ 歳入充当還付⑩分 ⑥ 歳出充当還付⑩分 ⑦ ⑩納入額
- ⑧ 歳入充当還付介護2号分 ⑨ 歳出充当還付介護2号分 ⑩ 介護2号納入額⑪ 完納表示 ⑫ 収入状況 (4月～3月)

(3) KO-SYUNOU-R (収納レコード) III

- ① 督促欄 (4月～3月 (督促表示 該当月)) ② 督促公示欄 (4月～3月 (督促公示表示 該当月))

(4) KO-SYU-R (収納履歴レコード)

- ① 会計年度 ② 収納処理日 ③ 収納種別 ④ 取消区分
- ⑤ 収納金額 ⑥ 収納区分 ⑦ 口座区分 ⑧ 収納期別 (当月 至月)
- ⑨ 充当対象 (年度 記号番号) ⑩ 過誤納⑩分 ⑪ 過誤納介護2号分

(5) KO-SYU-R (収納履歴レコード) II

- ① 還付執行区分 ② 還付執行日 ③ 還付通知日 ④ 還付公示日
- ⑤ 過誤納確定未処理

(6) KO-JIKOU-R (時効レコード)

- ① 時効処理年月日 ② 時効表示 ③ 期別時効額 ④ 時効処理年月日
- ⑤ 時効表示 ⑥ 期別時効額

(7) KO-SYOBUN-R (処分レコード)

- ① 処理日 ② 処理区分 ③ 処理期別 (当月 至月) ④ 処分金額
- ⑤ 執行停止該当条項 ⑥ 処分財産 ⑦ 他からの参加表示
- ⑧ 解除日 ⑨ 解除事由 ⑩ 給付制限 (対象記番 対象年度 対象期別 解除事由)

5 口座DB

- ① 記号番号 ② 処理日 ③ 処理事由 ④ 金融機関番号
- ⑤ 口座種別 ⑥ 口座番号 ⑦ 口座名義人 ⑧ 口座開始年月
- ⑨ 不能回数 ⑩ 停止回数

6 給付DB

(1) KO-KYUFU-R (給付レコード)

- ① 記号番号

(2) KYU-KOJIN-R (給付個人レコード)

① 住民番号

(3) KYU-SIKAKU-R (給付資格レコード)

① 保険者番号 ② 他保険取得日 ③ 他保記号番号 ④ 特定認定日

(4) KYU-GAITO-R (給付該当レコード)

① 種別 ② 受付日 ③ 処理日 ④ 該当期間 (開始日 終了日)

⑤ 該当額 ⑥ 受診月日 ⑦ 決定番号 ⑧ 医療機関番号

7 高額給付DB

(1) KYUFU-KIBAN-R (記番レコード)

① 記号番号

(2) KYU-SIKYU-R (高額支給レコード)

① 受診月日 ② 通知日 ③ 支給額 ④ 支払方法

⑤ 受付日 ⑥ 決定日 ⑦ 支払日 ⑧ 処理区分

**件名 子育て応援特別手当(平成21年度版)給付事業に係るDV被害情報の目的
外利用について**

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	福祉部生活福祉課 福祉部保護担当課	利用課	子ども家庭部子どもサービス課
登録された個人情報業務の名称	生活保護世帯に対する法内 援護 女性及び母子緊急一時保護	登録された(登録する 予定の)個人情報 業務の名称	子育て応援特別手当(平成21年度 版)
情報はどのような 媒体に記録されて いるか	電子媒体	情報はどのような 媒体で提供を受け るのか	文書(紙、帳票)
登録業務で保有し ている情報項目は 何か	別紙のとおり	左欄のうち利用す る情報項目	保有元がDV被害の実態を把握し ている者の次に掲げる情報 住所要件 1 住所、方書 2 氏名(漢字、カナ) 3 通称名 4 在留資格 保護世帯構成員 1 氏名(漢字、カナ) 2 生年月日 3 続柄 4 通称名 5 在留資格
何のために保有し ているのか	適切な事業執行のため	何のために目的外 利用するのか	DV被害者に子育て応援特別手当 (平成21年度版)を給付するため
緊急時の利用の場 合における本人通 知の状況	***** *	目的外利用の時 期・期間	平成21年10月1日から 平成22年7月31日まで

[別紙]

<住所要件>

郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、本籍、国籍、電話番号、携帯電話番号、外国人登録番号、通称名、在留資格区分、地区分類、級地区分、冬期加算地域区分、宛先住所郵便番号、宛先住所、宛先氏名カナ、宛先氏名漢字

<統計要件>

労働力類型、世帯類型、訪問類型、費用区分、単給・併給区分、入浴券要否、世帯分離有無、担当民生委員、担当CW、訪問実施日、訪問回数、ケース記録

<保護世帯構成員>

住民番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、国籍、異動日、異動事由、外国人登録番号、通称名、在留資格区分

世帯開廃止管理開始日、世帯開廃止管理終了日（世帯分離、世帯構成員保護停廃止）

<扶養義務者>

郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、保護年齢、続柄、国籍、通称名、在留資格区分

<生活扶助要件>

入退院（所）・転院（所）先病院（施設）名、入院（所）日、退院（所）日、施設事務費、泊数

<住宅扶助要件>

入居形態、実家家賃（月額・日額）、決定額（開変月、普通月）、使用者番号、契約期限

<その他の要件>

略

<保護受給者口座情報>

金融機関コード、金融機関名、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義カナ、口座名義漢字、支給金額、分割支給有無

<その他の口座情報>

略

件名 子育て応援特別手当(平成21年度版)給付事業に係るDV被害情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	子ども家庭部子どもサービス課	利用課	子ども家庭部子どもサービス課
登録された個人情報業務の名称	児童扶養手当、児童手当、新宿区児童手当、児童育成手当、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	子育て応援特別手当(平成21年度版)
情報はどのような媒体に記録されているか	電子媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	文書(紙、帳票)
登録業務で保有している情報項目は何か	別紙のとおり	左欄のうち利用する情報項目	保有元がDV被害の実態を把握している者の次に掲げる情報 受給者情報 1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 受給者属性 1 住所 2 通称名 3 在留資格 児童情報 1 氏名 2 生年月日 3 続柄 4 受給者との同居別居の区分
何のために保有しているのか	適切な事業執行のため	何のために目的外利用するのか	DV被害者に子育て応援特別手当(平成21年度版)を給付する
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	***** *	目的外利用の時期・期間	平成21年10月1日から平成22年7月31日まで

(別紙)

<受給者情報>

氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民番号、配偶者の有無、申請年月日、審査年月日、支給停止及び交付差止め情報

<受給者属性>

郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先電話番号、住登外の適否(住登外適用の場合は住登住所含む)、外録番号、通称名、在留資格区分、在留期間、国籍

<口座情報>

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)、口座変更履歴

<児童情報>

氏名、生年月日、性別、住民番号、続柄、監督保護の有無、生計関係、受給者との同居別居の区分、手当種別、手当該当事由、障害認定区分及び手帳等級と障害種別

<所得情報>

年金種別、扶養人数、老人扶養親族数、扶養控除内容、本人控除内容、所得額、その他の控除内容

<支給状況その他の情報>

略

件名 子育て応援特別手当(平成21年度版)給付事業に係る子どもサービス課

保有情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	子ども家庭部子どもサービス課	利用課	子ども家庭部子どもサービス課
登録された個人情報業務の名称	児童扶養手当、児童手当、新宿区児童手当、児童育成手当、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	子育て応援特別手当(平成21年度版)
情報はどのような媒体に記録されているか	電子媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	電子媒体(CMT(カートリッジ・マグネティック・テープ)等)
登録業務で保有している情報項目は何か	別紙のとおり	左欄のうち利用する情報項目	受給者情報 1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 受給者属性 1 住所 2 通称名 3 在留資格 児童情報 1 氏名 2 生年月日 3 続柄 4 受給者との同居別居の区分 口座情報 1 振込先金融機関及び支店(コード含む) 2 口座種別及び口座番号 3 口座名義人
何のために保有しているのか	適切な事業執行のため	何のために目的外利用するのか	子育て応援特別手当(平成21年度版)の適切かつ円滑な給付を行うため。
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	***** *	目的外利用の時期・期間	平成21年10月1日から平成22年7月31日まで

(別紙)

<受給者情報>

氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民番号、配偶者の有無、申請年月日、審査年月日、支給停止及び交付差止め情報

<受給者属性>

郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先電話番号、住登外の適否(住登外適用の場合は住登住所含む)、外録番号、通称名、在留資格区分、在留期間、国籍

<口座情報>

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)、口座変更履歴

<児童情報>

氏名、生年月日、性別、住民番号、続柄、監督保護の有無、生計関係、受給者との同居別居の区分、手当種別、手当該当事由、障害認定区分及び手帳等級と障害種別

<所得情報>

年金種別、扶養人数、老人扶養親族数、扶養控除内容、本人控除内容、所得額、その他の控除内容

<支給状況その他の情報>

略

別紙(目的外利用関係)

◇1. 目的外利用(第11条第2項第5号関係)… 諮問事項

件名 子育て応援特別手当(平成21年度版)給付事業に係る定額給付金及び子育て応援特別手当(平成20年度版)情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	総務部総務課	利用課	子ども家庭部子どもサービス課
登録された個人情報業務の名称	定額給付金・子育て応援特別手当(平成20年度版)	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	子育て応援特別手当(平成21年度版)
情報はどのような媒体に記録されているか	文書、帳票及び電磁的媒体	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	電子媒体(CMT(カートリッジ・マグネティック・テープ)等)
登録業務で保有している情報項目は何か	別紙のとおり	左欄のうち利用する情報項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 世帯主名 5 続柄 6 振込先金融機関及び支店 7 口座番号 8 受取人氏名
何のために保有しているのか	適切な事業執行のため	何のために目的外利用するのか	子育て応援特別手当(平成21年度版)の適切かつ円滑な給付を行うため。
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	***** *	目的外利用の時期・期間	平成21年10月1日から 平成22年7月31日まで

別紙

〔住基関連〕

住民番号、住民区分、氏名、氏名区分、生年月日、住所、届出年月日、住定年月日、異動年月日、異動事由、消除フラグ、続柄、世帯番号、郵便番号、世帯主漢字、氏名漢字、住所漢字、方書漢字、管理区分、国保資格区分、国保番号

〔外国人登録関係〕

氏名、生年月日、性別、住所、外国人登録番号、在留資格、在留期間、世帯主名、続柄、家族事項、前居住地

〔広報配布情報関係〕

広報「しんじゅく」点字版定期送付者氏名及び住所

〔国民健康保険関係〕

国保記号番号、世帯区分、住民番号、資格区分、続柄、住民区分

〔口座関係〕

振込先、口座番号、受取人氏名、金額

**件名 子育て応援特別手当（平成21年度版）の有資格者判定のための電算処理
システムの開発について**

保有課（担当課）	子どもサービス課・子ども医療・手当
登録業務の名称	子育て応援特別手当（平成21年度版）
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか）	1 個人の範囲 子育て応援特別手当（平成21年度版）受給対象者（約5,000人） 2 記録項目 別紙のとおり 3 記録するコンピュータ 子どもサービス課内コンピュータ
新規開発・追加・変更の理由	子育て応援特別手当（平成21年度版）給付事業のため
新規開発・追加・変更の内容	別紙（図）のとおり
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	1 テストにはダミーデータを使う。 2 データセットアップには職員が立ち会う。
新規開発・追加・変更の時期	平成21年9月中旬

(別紙)

<受給者情報関係>

氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住基NO、配偶者の有無、申請年月日、審査年月日、支給停止及び交付差止め情報

<受給者属性関係>

郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先電話番号、住登外の適否（住登外適用の場合は住登住所含む）、外録番号、通称名、在留資格区分、在留期間、国籍

<口座情報関係>

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）、口座変更履歴

<児童情報関係>

氏名、生年月日、性別、住基NO、続柄、監督保護の有無、生計関係、受給者との同居別居の区分

<支給状況関係>

支払履歴、支払金額、支払年月日

仕様書	顧客名/業務名		日付
業務フロー	子育て応援特別手当システム		作成日: 修正日:
概要: 子育て応援特別手当の受給者情報を管理して支払いまでを行う。			
	案内送付	申請登録・変更・照会	支払処理
世帯主			
区役所			
処理内容等	<p>・基準日時点データをcsv等で住基から取り込み、『対象者全件csv』で移行結果を確認する。また、世帯主に対して『申請書(案内)』を送付する。</p>	<p>・申請のあった世帯を『対象者検索』で検索し、対象が登録されている場合は、登録内容を『世帯情報登録画面』で確認の上、申請情報(申請年月日等)を登録する。対象が登録されていない場合は、そのまま『世帯情報登録画面』で新規追加登録を行う。電話等での問い合わせがあった場合も、『世帯情報登録画面』で照会を行う。</p>	<p>・『振込明細作成処理』を行うことで全銀協フォーマットのFDが作成される。併せて振込明細書、支払通知書も作成可能。『振込明細作成処理』は随時で複数回処理可。作成時点で申請済み(未支払)世帯について、振込対象とする。支払日の変更、支払の取り消しは『世帯情報登録画面』で行う。</p>

件名 子育て応援特別手当（平成21年度版）給付業務の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭部子どもサービス課
登録業務の名称	子育て応援特別手当（平成21年度版）給付業務
委託先	(未定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	別紙のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	文書、帳票及び電磁的媒体
委託理由	本件業務は、システムによる情報管理、データ入力、コールセンター及び振込データ作成等一連の業務を、短期間に安全かつ迅速に遂行する必要があるため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 給付管理システムによる情報の提供及び運用管理に関すること。 2 申請書の受領、内容審査及びデータ入力に関すること。 3 振込口座データに関すること。 4 問い合わせ電話受付（コールセンター）に関すること。
委託の開始時期及び期限	平成21年9月上旬 から 平成22年7月31日（予定）まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 作業場への入退室者は制限を設け、入退室記録管理する。 3 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。 4 情報を許可なく持ち出すこと及び外部記録媒体の持込は禁止する。 5 情報処理機器に関し、十分なウィルス対策を講じるとともにアクセス制限を行う。

別紙

〔住基関連〕

住民番号、住民区分、氏名、氏名区分、特別出張所区分、性別、生年月日、住所、届出年月日、住定年月日、異動年月日、異動事由、消除フラグ、続柄、世帯番号、郵便番号、世帯主漢字、氏名漢字、住所漢字、方書漢字、管理区分、国保資格区分、国保番号、外録原票コード

〔外国人登録関係〕

氏名、生年月日、性別、住所、外国人登録番号、在留資格、在留期間、上陸許可年月日、世帯主名、続柄、家族事項、旅券番号、旅券発行年月日、前居住地

〔広報配布情報関係〕

広報「しんじゅく」点字版定期送付者氏名及び住所

〔国民健康保険関係〕

国保記号番号、世帯区分、住民番号、資格区分、続柄、住民区分

〔口座関係〕

振込先、口座番号、受取人氏名、金額

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

別紙(業務委託)

◇重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 子育て応援特別手当(平成21年度版)申請書等封入封かん業務の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭部子どもサービス課
登録業務の名称	子育て応援特別手当(平成21年度版)申請書等の封入封かん業務
委託先	(未定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号、電話番号、対象児童氏名続柄、生年月日、支給予定金額
処理させる情報項目の記録媒体	文書、帳票及び電磁的媒体
委託理由	本件業務は、子育て応援特別手当(平成21年度版)申請書等の封入封かんを、短期間に安全かつ迅速に遂行する必要があるため。
委託の内容	1 子育て応援特別手当(平成21年度版)申請書等の封入封かん業務委託。 (1)申請書等の折り作業 (2)封入作業 (3)封かん作業
委託の開始時期及び期限	平成21年9月上旬 から 平成22年7月31日(予定)まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。